

令和6年度事業計画書

令和6年度の事業計画については、一般財団法人として内閣府から認可を受けた以下のような実施事業（継続事業）及びその他事業を進めていくとともに、安定的な収益の確保に向けて新たな役務業務のあり方を継続して検討していく。

1. 実施事業の概要（公益目的支出計画に基づく継続事業）

（1）調査研究事業

① 空域安全性評価業務支援作業 [航空局]

- ・航空路における垂直間隔短縮（RVSM）の1,000㏎適用に対する飛行高度の安全性評価を支援。

※ICAOの主導で関係国が世界的に毎年実施しているもので、当該評価に必要なデータの分析作業となる。

② 航空安全プログラムの適用に伴う安全情報（自発報告）分析作業 [ATEC]

- ・パイロットや管制官等が体験したヒヤリハット情報を自発的に報告させてウェブ等で公開し、関係者がこれらの情報を共有して安全運航に活用するための情報を分析。

※航空局から航空輸送技術センター（ATEC）に毎年発注される契約の一部請負。

最終的に「FEED BACK」というタイトルで公開される。

（2）国際協力事業

① 航空管制官協会国際連盟（IFATCA）との連携

- ・積極的にIFATCA国際会議に国交労組と参画し、参加国の航空管制に対する取り組みや将来構想、航空管制官の処遇等に関して情報交換を実施。令和5年度からは正式にプロフェッショナル&リーガル委員会(PLC)に参画し、航空管制官の職業における人的および環境的要因に関する問題（採用・訓練・安全・事故等）を研究している。

※IFATCA年次総会は令和6年4月15日～19日、場所はシンガポールを予定。

IFATCAアジア太平洋地域会議の日程未定、場所はインドを予定。

② 東アジア航空交通管理調整グループ（EATMCG）の参画

- ・EATMCGはICAOの非公式検討グループであり、他の国際会議では十分にカバーができない管制上の問題について、日本、韓国、台湾、香港、フィリピンなどの航空当局とIFATCAの関係メンバーが参画して議論。

令和6年度においても、航空局と調整を図りながら東アジア地域の諸問題解決に向けて検討を継続。

※EATMCG16は令和6年9月頃、場所は台湾を予定。

(3) 知識の普及事業

- ・学校法人、地方公共団体、航空機操縦士団体及び企業等を対象として、管制業務に関する知識の普及活動を推進する。

※令和6年度も航空管制教室、ATSシンポジウム、航空気象シンポジウムなどを開催。

2. その他事業の概要

(1) 出版事業

- ・現行の「航空法の変遷」及び「ICAO概論」は概ね改定作業を終了した。引き続き「航空管制入門」、「航空管制用語解説」の見直し作業を進め、航空界から求められるような最新版の販売を目指していく。 [自主事業]

(2) コンサルタント事業

- ①「ネパール国トリブバン国際空港における飛行処理能力強化のための航空管制業務改善プロジェクト（管制業務処理規定改定担当業務、ATFM/A-CDM業務支援）」 [JICA]

※このプロジェクトはJRANSAが一昨年度から3年間で受注したものであるが、令和5年8月から一部業務の支援を開始しており、令和6年2月を皮切りに5度の現地派遣を行うこととなっている。

- ②「成田空港の空港CDM高度化に係る要件調査（新規）」 [NAA]

※令和6年度については、これまで実施してきた「成田空港の発着能力向上に係る要件調査」を踏まえてNAA及び航空局の取り組みが進んでいることから、航空機の遅延緩和や燃費節減/CO2削減、空港運用に係る施設障害等に対する復旧予測の向上などを目指した「空港CDM」の高度化に関する調査が予想される。

- ③「CARATS（将来の航空交通システムに関する長期ビジョン）に関する調査」 [航空局]

※航空局からは、これまでに「国内高高度セクターと洋上セクター間におけるフレキシブルな経路選択に関する調査」や「脱炭素化に向けた進入方式の展開に係る運用・運航要件調査」などを受注しているが、令和6年度においても、CARATS関連では継続して企画競争による新規の調査が行われるものと予想される。

(3) 英語能力証明試験事業

- ・航空管制等業務に係る語学能力評価試験実施請負 [航空局・防衛省]

※いわゆる英語試験（レベル4）であるが、航空局・防衛省（陸海空）と専用システム回線を構築して毎年実施している。

昨年度は自衛隊（陸、海、空）の入札単価引き下げにより競争を勝ち抜くことができたが、令和6年度の受注に向けた今後の競争入札のあり方が喫緊の課題となっている。

（4）海外事業

- ・「タジキスタン国 性能準拠型航法導入に係る能力開発プロジェクト」 [JICA]

※令和2年4月から約4年間にわたり、タジキスタン航空管制公社に対して衛星を利用した航空機の効率的かつ安全性の高い性能準拠型航法（PBN 航法）の導入に係る能力向上のための支援を行っている。

※本プロジェクトは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2024年9月まで延長されたが、令和6年度は、これまで実施してきた一連の設計作業の成果を基に、計画される4空港へのPBN飛行方式を実用化してプロジェクトを完了させる計画である。

（5）その他

- ・航空局や JICA、或いは空港運営会社などから発注される調査に関しては、管制協会が対応できるものについて積極的に入札に参加し、可能な限り受注を目指していく。

3. 共益事業

（1）機関誌「航空管制」を年4回編纂・発行 [自主事業]

- ・地方管制官署に所属している編集委員とメール等を介して連携を深め、掲載内容の充実を図っていく。

（2）法人賛助会員対象の管制施設見学会・意見交換会等を企画 [自主事業]

- ・令和6年度も航空局に管制施設見学会に対する協力を要請し、継続して航空交通管制に関する知識の普及活動を推進していく。